

指定管理者の自主事業 スタディールーム（自習室）の運用・利用について

東住吉会館指定管理者 （一財）大阪市コミュニティ協会

- ※ 会議室の利用がなく、また、東住吉会館の運営に支障がない場合、会議室をスタディールーム（以下、自習室という。）として、有料で利用できるようにします。
- ※ 自習室の新たな運用・利用については次のとおりです。
- ※ なお、令和2年度まで発行していましたが「自習室利用カード」は廃止（無効）とさせていただきますので、ご理解・ご了承くださいませようお願いします。

■ 自習室の運用・利用について

- ・ 会議室を自習室として利用できる場合は、当日の13時に東住吉会館に掲示します。また、電話・FAXでも照会することができます。（電話 06-6699-1100 FAX 06-6697-8080）
- ・ 自習室を利用できる方は中学生以上とします。
- ・ 自習室として利用できる時間帯は、午後と夜間とし、午後は13時30分～16時30分、夜間は17時30分～20時30分の時間帯とします。午前中は利用できません。
- ・ 午後の時間帯と夜間の時間帯を継続して利用することはできません。午後・夜間それぞれに申込みが必要になります。
- ・ 自習室を利用するには東住吉会館の事務所で申し込む必要があります。
- ・ 利用申込の際、利用者本人の氏名が確認できるもの（生徒手帳・学生証・運転免許証・健康保険証等）を提示し、利用申込書を記入・提出する必要があります。
- ・ 自習室の利用料として、午後・夜間の時間帯ごとに100円（税込）を徴収します。
- ・ 会議室を当日利用できる人数に達した場合は利用（申込）できません。
- ・ 利用者は自習室利用規約を守る必要があります。守っていただけない場合は退出していただきます。

■ 自習室利用規約について

- ・ 他の利用者の迷惑になる行為を禁止します。そのような行為があった場合は退出していただきます。
- ・ 弁当、お菓子などの持込は禁止します。水分補給のための飲物の持込は可能ですが、ペットボトル等は持ち帰ってください。酒気帯びでの利用はできません。
- ・ ゲーム機の持込、スマートホン等を使用してのゲームは禁止します。
- ・ 会議室の電源は使用できません。
- ・ キーボードや電卓等、音が出るものは他の利用者の自習の妨げとなるため使用できません。
- ・ 自習室利用中は会議室の扉は原則開放します。
- ・ 机の移動はできません。
- ・ 消しゴムのごみ等は各自持ち帰ってください。
- ・ 問題が発生した場合は東住吉会館職員の指示に従ってください。